

## 福岡市立保育所 臨時的任用職員（保育士）募集要綱

福岡市立保育所で任用する職員について、下記のとおり募集します。

### 【勤務内容】

- ・ 0～5歳児までの各クラスの保育に従事（連絡帳や日誌等の記入も含まれます。なお従事内容につきましては、保育所ごとに異なります。）

### 【任用期間】

1回の任用につき、6か月以内（更新する場合があります。）

勤務日数は、1か月あたり10日以内または21日以内。勤務日が連続しない場合もあります。

### 【応募資格】

保育士資格を有するもの。

及び、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- （2）禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （3）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 【勤務時間】

実労働時間 7時間45分、7時間、6時間30分、6時間、5時間30分、5時間、4時間30分、4時間、3時間10分のいずれか

※6時間以上の勤務の場合、途中で45分間の休憩があります。

※その他、勤務時間帯は、各施設により異なります。

【賃金】日額（別途交通費相当加給金有）

勤務時間	保育士経験年数5年未満	保育士経験年数5年以上
7時間45分	7,975円	9,951円
7時間	7,203円	8,988円
6時間30分	6,689円	8,346円
6時間	6,174円	7,704円
5時間30分	5,660円	7,062円
5時間	5,145円	6,420円
4時間30分	4,631円	5,778円
4時間	4,116円	5,136円
3時間10分	3,259円	4,066円

※交通費相当加給金は、通勤距離が片道2km以上で、交通機関利用者及び自転車等使用者に日給で支給されます。提出された通勤届により通勤状況を確認し、「片道の運賃等の額」または「片道の通勤距離」に応じて額を支給します。

〔交通費相当加給金の算出方法〕

①交通機関等の利用者

交通費相当加給金（日額）＝片道の運賃等の額×2×10／11（円未満の端数切捨て）  
算出した額が支給限度額（1,200円）を超える場合は、支給限度額を交通費相当加給金とします。

②自転車等の使用者

- （ア）使用距離が片道2km以上5km未満の者 日額100円
- （イ）使用距離が片道5km以上10km未満の者 日額200円
- （ウ）使用距離が片道10km以上の者 日額340円

①及び②の両方に該当するときは、いずれか高い方の額を支給します。

【勤務場所】

香椎保育所・・・東区香椎駅前 2-16-23

馬出保育所・・・東区馬出 2-11-21

那珂保育所・・・博多区竹下 5-14-7

田隈保育所・・・早良区野芥 2-6-12

南庄保育所・・・早良区小田部 1-30-5

姪浜保育所・・・西区内浜 1-5-8

千代保育所・・・博多区千代 5-13-1

**【申込み方法】**

所定の申込書に必要事項を記入し、指導監査課へ郵送もしくは持参してください。

**【申込みから採用まで】**

- ①今回、申込みをされた方は、申込書到着日から平成32年3月31日までを登録期間とする臨時的任用職員候補者名簿に登載されます。
- ②各保育所で業務の必要が生じたとき、勤務希望保育所を参考に名簿登載者の中から書類選考を行ったうえで、複数の候補者に面接日時等の連絡を行います。
- ③各保育所で面接等を行い、採用者を決定します。

※登録されても、必ずしも採用されるとは限らず、面接等の連絡がない場合もあります。  
また、業務の必要に応じて採用するため、面接日時等の連絡、採用時期、任用期間、勤務所属は各々異なったものになります。

**【問い合わせ先】**

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 13階

福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課（指導第1係）

電話：092-711-4262

FAX：092-733-5713